【資料20】

新潟市障がい福祉課
平成27年1月22日
第15回条例検討会資料

学校等の対象条項について

１．第１９条関連

		対象条項	許認可権 （設置者）	個別の教育支援計画 （支援計画）の位置付け
幼稚園	国立	―	―	―
	県立	第19条第1項	（県）	幼稚園教育要領により努力事項
	市立	第19条第3項	（市）	条例により法的義務
	私立	第19条第1項	都道府県知事	幼稚園教育要領により努力事項
小学校	国立	第19条第1項	（国）	小学校学習指導要領により努力事項
	県立	―	―	―
	市立	第19条第3項	（市）	条例により法的義務
	私立	第19条第1項	都道府県知事	小学校学習指導要領により努力事項
中学校	国立	第19条第1項	（国）	中学校学習指導要領により努力事項
	県立	―	―	―
	市立	第19条第3項	（市）	条例により法的義務
	私立	第19条第1項	都道府県知事	中学校学習指導要領により努力事項
高等学校	国立	―	―	―
	県立	第19条第1項	（県）	高等学校学習指導要領により努力事項
	市立	第19条第3項	（市）	条例により法的義務
	私立	第19条第1項	都道府県知事	高等学校学習指導要領により努力事項
特別支援学校	国立	第19条第1項	（国）	特別支援学校学習指導要領により法的義務
	県立	第19条第1項	（県）	特別支援学校学習指導要領により法的義務
	市立	第19条第3項	（市）	特別支援学校学習指導要領により法的義務
	私立	―	―	

２．第２０条関連

		条例適用 の有無	許認可権 （設置者）	個別の教育支援計画 （支援計画）の位置付け
保育所	国立	―	―	―
	県立	第20条第1項	（県）	保育所保育指針により努力事項
	市立	第20条第3項	（市）	条例により法的義務
	私立（認可）	第20条第3項	市長	条例により法的義務
	私立（認可外）	第20条第1項	※国の基準に基づき 市に届け出	保育所保育指針により努力事項